

山口市営住宅等緊急連絡人取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市営住宅、山口市営小集落改良住宅、山口市営特定公共賃貸住宅、山口市営地域優良賃貸住宅(以下、「山口市営住宅等」という。)の管理において、火災や漏水等の際に入居者と連絡が取れない場合、又は入居者の安否確認や行方不明、死亡等に対して、あらかじめ緊急時に連絡する者(以下、「緊急連絡人」という。)を把握し迅速かつ適切な対応を行うために必要な事項を定める。

(緊急連絡人の届出)

第2条 山口市営住宅等の入居決定者は、入居の手続きにおいて、緊急連絡人を緊急連絡人届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。

(緊急連絡人の変更)

第3条 入居者が緊急連絡人を変更しようとするとき、又は緊急連絡人の住所、連絡先等について変更が生じたときは、入居者は、緊急連絡人変更届(様式第2号)を市長に届け出なければならない。

2 前項の手続きにより、新たな緊急連絡人が届出されるまでは、緊急連絡人はその任を辞することはできない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

緊急連絡人届

山口市長 様

入居決定者 住所

氏名

入居予定住宅

市営住宅・アパート 棟 号

緊急時の連絡先として、下記の者を届け出ます。

緊急連絡人
住所 (ふりがな)
氏名
生年月日
入居者との関係
電話番号

※緊急連絡人には、火災、漏水、安否確認、行方不明、死亡等の際に連絡させていただきます。

※緊急時にご協力をお願いする場合がありますので、なるべく、親族の方で、市内に居住している方を緊急連絡人としてください。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

緊急連絡人変更届

山口市長 様

住宅名
入居者氏名

次のとおり、緊急連絡人を変更し又は緊急連絡人の連絡先等に変更が生じたので届け出ます。

現在の緊急連絡人	氏名	
	住所	〒

緊急連絡人を変更する場合

新たな緊急連絡人	(ふりがな) 氏名 ※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。	
	住所	〒
	生年月日	
	入居者との関係	
	電話番号	
変更の理由		

緊急連絡人の連絡先に変更がある場合

変更後の連絡先	住所	〒
	電話番号	

※緊急連絡人には、火災、漏水、安否確認、行方不明、死亡等の際に連絡させていただきます。

※緊急時にご協力をお願いする場合がありますので、なるべく親族の方で市内に居住している方を緊急連絡人としてください。